

永祿十一年十月廿四日

御判

父 織田彈正忠殿

〔諸家系圖纂三十八〕高力

高力氏累代雖在三州近頃任公
桐方而十六騎内也依茲賜桐紋

〔謙倉大草紙〕憲實杉○上兄弟も先祖代々の寺國伊豆國なれば此寺にかくれ其後船にて西國へ赴

周防國へ行脚あり爰にその頃中國の大内殿興○義威勢を中國九州までふるひける略○中憲實入

道此所へ來りけるこそ幸なれと大に喜て憲實入道を雲洞庵高岩主長棟庵主と稱し長門國深

川大寧寺と申會下寺にうつしおき馳走渴仰して則大内殿は憲實の養子になり上杉山の内の

系圖を繼篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て憲實を御父とて崇敬限りなし

〔深谷記〕越後の長尾中納言景虎公平井ニ御著被成上杉管領氏乗公と御對面被成見信被仰候者

我等は末世次無御座候と被仰候上杉様は御子餘多御持被成候よし承候何れ成とも一人被下

ぬかと被仰候上杉様無御敷體尤にて候と被仰候さらばとて物事紋處書を指添次男へ被遣候

我家は竹にとまる雀貴殿は竹に飛雀と被仰候

〔類聚名物考武藝四〕竹に雀の紋

或説に云政宗福島城へ旗を進る處に柳川の城兵政宗の本陣こうりと云所へ押寄雜兵を追

拂ひ西村仙右衛門及び三間勘解由左衛門政宗の竹に雀の紋付たる幕を奪取て大に手柄と

す蓋彼文は當時伊達上杉兩家共に用て其故を尋るに元來上杉家の定紋なりしを伊達時宗

の弟同兵部大輔實元の母上杉貞實の女也之かるに眞實令嗣なき故孫の伊達實元歳十六氣

質純直なるに依てこれを養子とし越後の國を譲らんと諱字及び宇佐美長光の大刀竹に雀

の紋の幕を贈りて是を契約す爰において天正の比かるとよ伊達實元越後へ行んと支度すと